



凡例

記号	名 称
○ ○ ○	事業実施想定区域
-----	都県界
-----	市区界

-  急傾斜地崩壊危険箇所 I
-  急傾斜地崩壊危険箇所 II
-  急傾斜地崩壊危険箇所 III

A compass rose is located in the top right corner, showing cardinal directions (N, S, E, W) and intercardinal points (NE, SE, SW, NW). Below it is a scale bar with markings at 0, 1000, 2000, 3000, 4000, and 5000 units.

出典：「国土数値情報ダウンロードサービス」（平成23年度 国土交通省国土情報課）
「ちば情報マップ（土砂災害危険箇所図）」（千葉県ホームページ 平成28年10月11日）

図 3.2-19 急傾斜地崩壊危険区域図

(4) 特定建設作業の騒音に係る規制基準

「騒音規制法」に基づく特定建設作業に係る規制基準は表 3.2-39 に、区域区分は表 3.2-40(1)～(2)に示すとおりです。

表 3.2-39 特定建設作業騒音に係る規制基準

規制項目	第1号区域	第2号区域	適用除外作業
敷地境界における騒音の大きさ	規制基準 85 デシベル		一
作業ができない時間	午後 7 時から 翌日午前 7 時まで	午後 10 時から 翌日午前 6 時まで	イ. 災害や非常事態時の緊急作業 ロ. 生命身体に対する危険防止のための作業 ハ. 鉄道又は軌道の正常運行を確保するための作業 ニ. 道路法により占用許可条件に夜間作業が指定された場合 ホ. 道路交通法により使用許可条件に夜間作業が指定された場合
1 日あたりの作業時間	10 時間	14 時間	イ. 災害や非常事態時の緊急作業 ロ. 生命身体に対する危険防止のための作業
同一場所における作業時間	連続 6 日間		イ. 災害や非常事態時の緊急作業 ロ. 生命身体に対する危険防止のための作業
日曜・休日における作業	禁止		イ. 災害や非常事態時の緊急作業 ロ. 生命身体に対する危険防止のための作業 ハ. 鉄道又は軌道の正常運行を確保するための作業 ニ. 変電所の変更工事で従事者の生命及び身体の安全を確保する作業 ホ. 道路法により占用許可条件に休日作業が指定された場合 ヘ. 道路交通法により使用許可条件に休日作業が指定された場合

◆ 特定建設作業

1. くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。）
2. びょう打機を使用する作業
3. さく岩機を使用する作業^{注)}
4. 空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が 15 キロワット以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）
5. コンクリートプラント（混練機の混練容量が 0.45 立方メートル以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が 200 キログラム以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）
6. バックホウ（一定の限界を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 80 キロワット以上のものに限る。）を使用する作業
7. トラクターショベル（一定の限界を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 70 キロワット以上のものに限る。）を使用する作業
8. ブルドーザー（一定の限界を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 40 キロワット以上のものに限る。）を使用する作業

特定建設作業に伴つて発生する騒音の規制に関する基準昭和43年11月27日厚生省・建設省告示1号

特定建設作業に伴つて発生する騒音の規制に関する基準の一部改正について昭和63年12月16日環大特140号
注）作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。

表 3.2-40(1) 各自治体における特定建設作業騒音に係る地域の区域区分

市名	区域区分	指定区域
市川市	第1号区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、江戸川(千葉県側)の風致地区のうち東日本旅客鉄道株式会社総武線以北の第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域に接する地域、第一種住居地域、第二種住居地域、第一特別地域、江戸川(千葉県側)の風致地区のうち東日本旅客鉄道株式会社総武線以北の第一種住居地域、近隣商業地域に接する地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域(ただし、第一特別地域 ^{注1)} を除く。)、第二特別地域 ^{注2)} 、工業地域(ただし、第二特別地域を除く。)、工業専用地域のうち学校・病院等の周囲おおむね80メートル以内の区域
	第2号区域	指定地域のうち、第1号区域以外の区域
船橋市	第1号区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域のうち学校・病院等の周囲80メートル以内の区域、その他第二号区域以外の区域
	第2号区域	指定地域のうち、第1号区域以外の区域
松戸市	第1号区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業専用地域のうち学校・病院等の周囲80メートル以内の区域
	第2号区域	指定地域のうち、第1号区域以外の区域
柏市	全域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域並びに市街化調整区域の一部*
	備考	*市街化調整区域の一部：大字松ヶ崎字木崎、谷添、羽中、須賀前、島合、及び堂ノ下の全部の地域並びに字東前、篠籠田橋及び見崎の一部の地域、大字高田字新堤、西前田、東前田、谷中及び町田の全部の地域並びに字遠上、谷中、上、天神前、下、谷中上、西中上及び中上の一部の地域、大字篠籠田字初音、笹塚、内野及び寺前の一部の地域、大字花野井字三畝割の一部の地域、大字布施字殿台、堂ノ下、古谷、東、宮ノ内、荒屋敷、山ノ田台、西ノ前、土谷、鍋田、東前、宮ノ前、鳥飼山、鴻ノ巣、宮田向、一ツ木台、廻り作台及び本願寺の全部の地域並びに字四本榎、寺山、上沼、下沼、新屋敷、宿ノ後、谷ノ尻、前谷、前原、大日、十三本原及び新田の一部の地域、大字布施下の一部の地域、大字根戸字新堤の一部の地域、大字根戸新田字水戸の全部の地域、大字呼塙新田字木崎の一部の地域、大字松ヶ崎新田字木崎の全部の地域、大字名戸ヶ谷字小橋戸、北小橋、西小橋、東小橋、南小橋、新畑、上郷、宮前、上ノ内、聖前、中久保、表谷津、堀込、中山越及び山越の全部の地域、大字中原字拾六丁及び名戸ヶ谷前の全部の地域、大字増尾字丸山下、稻荷下、辺田前、本郷、宮根、松山、鷺ノ山、中郷、向根、坊山、門前、平松、上向根及び葛ヶ谷の全部の地域並びに字四斗蔵、篠塚、堂谷、小山台、松山下、山ノ下、宮ノ下及び天王下の一部の地域、大字増尾四丁目の一部の地域、大字増尾八丁目の一部の地域、大字藤心字砂部田前、上耕地、砂部田、慈本寺前、寺内、宿畑、瀬室、一本松、藤ノ木、沖内、上人塚、天神前、上人塚前及び木戸外の全部の地域並びに字大宮戸、川中及び葉貫台の一部の地域、大字藤心一丁目の一部の地域、大字逆井字浅間前、三ノ台、向、寺山、中島、林田、浮内、柳橋、古宿、定山、向山、戸崎、下田、辻、北ノ下、中台、根切、大山、宮田島、小山、天神前、新山、八町歩及び庚申前の全部の地域、大字南増尾字南割、道向及び左大道の全部の地域、大字南逆井七丁目の一部の地域、大字酒井根字大清水、堀込、西山、長作、西ヶ原、溜台及び棒ヶ谷の全部の地域並びに字庚申前の一部の地域並びに大字青葉台一丁目の一部の地域

市川市告示第126号 平成24年4月1日

船橋市告示第67号 平成21年3月10日

松戸市告示第197号 平成25年4月12日

柏市告示第76号 平成20年3月31日

八千代市告示第106号 平成24年4月13日

鎌ヶ谷市告示第26号 平成24年3月30日

印西市告示第32号 平成24年3月30日

白井市告示第37号 平成24年3月30日

注)病院・学校等とは、学校、保育所、病院、診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園のことをいう。

表 3.2-40(2) 各自治体における特定建設作業騒音に係る地域の区域区分

市名	区域区分	指定区域
八千代市	全域	第一種・第二種低層住居専用地域、第一種・第二種中高層住居専用地域、第一種・第二種住居地域、準住居地域、第一特別地域（準工業地域、工業地域及び工業専用地域のうち第一種・第二種低層住居専用地域、第一種・第二種中高層住居専用地域に接する地域であり、第一種・第二種低層住居専用地域、第一種・第二種中高層住居専用地域の周囲 50 メートル以内の地域）、近隣商業地域、商業地域、準工業地域（第一特別地域を除く）、第二特別地域（工業地域及び工業専用地域のうち第一種・第二種住居地域、準住居地域に接する地域であり第一種・第二種住居地域、準住居地域の周囲 50 メートル以内の地域）、市街化調整区域のうち、大字保品字南、郷及び須賀の全部の地域、大字米本字下宿東、上宿東、上宿西、内宿北、内宿南、天神輪、円道及び松輪の全部の地域、大字島田台字鶴作台、寅高入、大東台、東桑橋台、追分、東山久保、間見穴、神明前、神久保道、菖蒲台、神明脇、木戸場、鳴田道、大窪、高掘及び鼠坂の全部の地域並びに大字桑橋字作ケ谷津、マロウ及び本郷台の全部の地域ならびに、工業地域、工業専用地域（第一特別地域及び第二特別地域を除く）のうち、学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホームの周囲概ね 80 メートル以内の区域。
鎌ヶ谷市	第 1 号区域	第一種低層住居専用地域及び第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、第一特別地域*、鎌ヶ谷市くぬぎ山一丁目、くぬぎ山二丁目、くぬぎ山三丁目の準工業地域のうち松戸市松飛台の第一種低層住居専用地域に接する地域であって、この第一種住居専用地域の周囲 50 メートル以内、近隣商業地域、商業地域、準工業地域（ただし、第一特別地域を除く。）
	第 2 号区域	指定区域のうち、第 1 号区域以外の区域
	備考	*第一特別区域：準工業地域のうち、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域に接する地域であり、かつ、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域の周囲 50 メートル以内の地域
印西市	第 1 号区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、及び第一特別地域*、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び第 2 特別地域*、工業専用地域（ただし、第二特別地域を除く）、工業専用地域のうち学校・病院等の周囲おおよそ 80 メートル以内の区域
	第 2 号区域	指定区域の内、第 1 号区域以外の区域
	備考	*第一特別地域：準工業地域及び工業地域のうち、第一種住居低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域または、第二種中高層住居専用地域に接する地域であり、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域または第二種中高層住居専用地域の周囲 50m 以内の地域 *第二特別地域：工業地域及び工業専用地域のうち、第一種住居地域、第二種住居地域または、準住居地域に接する地域であり、かつ、第一種住居地域、第二種住居地域または、準住居地域の周囲 50m 以内の地域
白井市	第 1 号区域	第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、準工業地域、工業専用地域のうち、学校・病院等の周囲おおよそ 80 メートル以内の区域
	第 2 号区域	指定区域のうち、第 1 号区域以外の区域

市川市告示第126号 平成24年4月1日

市川市告示第154号 平成27年8月5日

船橋市告示第67号 平成21年3月10日

松戸市告示第155号 平成24年3月30日

松戸市告示第197号 平成25年4月12日

柏市告示第76号 平成20年3月31日

八千代市告示第106号 平成24年4月13日

鎌ヶ谷市告示第26号 平成24年3月30日

印西市告示第32号 平成24年3月30日

白井市告示第37号 平成24年3月30日

注)病院・学校等とは、学校、保育所、病院、診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園のことをいう。